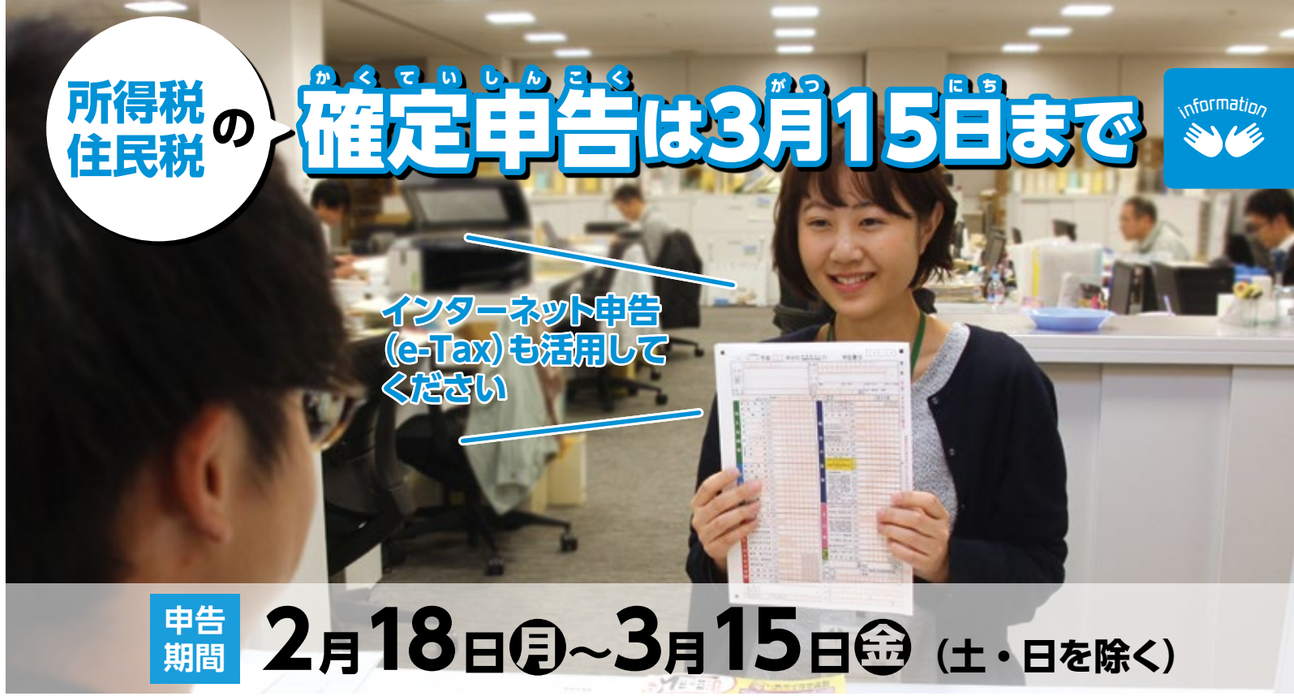

所得税は、納税者が1年間の所得とその税額を計算して申告することとなっています。

また、所得税の申告義務のない人や収入のない人でも、国民健康保険税の軽減や後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などのため、住民税申告が必要となります。申告漏れとならないようご注意ください。

申告が必要かどうかチェック

簡易に判断する場合のフローチャートです。
ご不明な点は税務課までお問い合わせください。

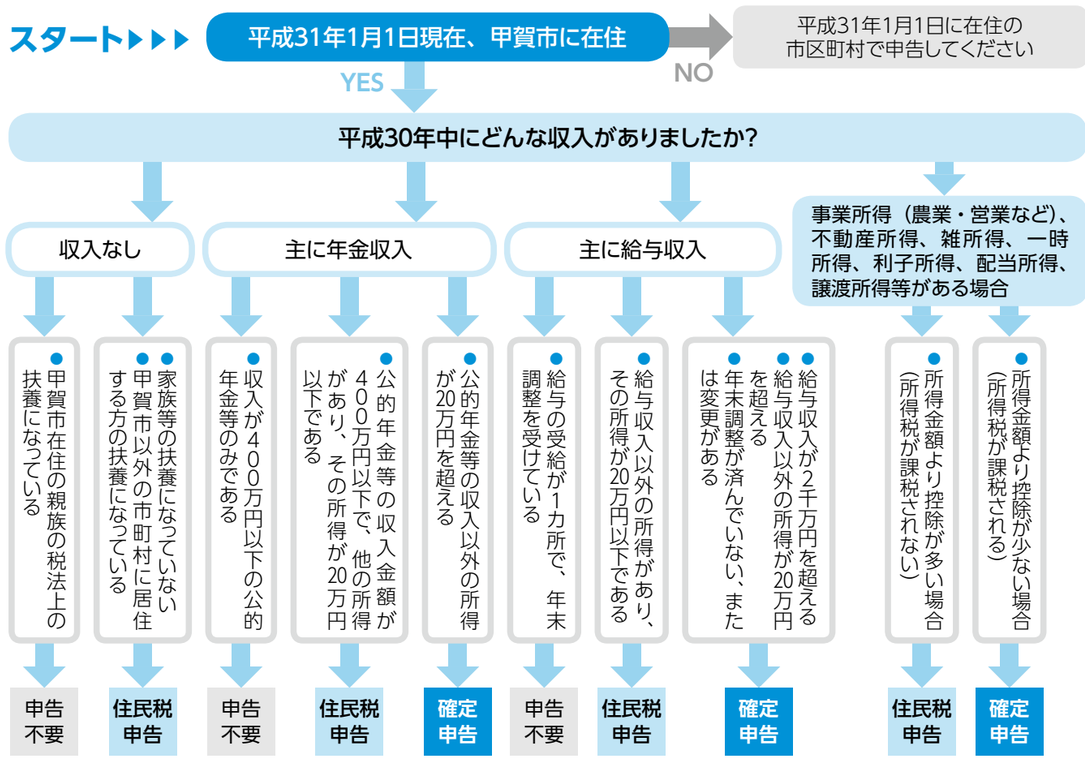

インターネット申告（e-Tax）が便利
～スマホ×確定申告　スマート申告始まる～

e-Tax のメリット
- 自宅からネットで申告
- 添付書類の提出省略
- 24 時間受付

1月からICカードリーダライタが無くても、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を受けとれば、国税庁ホームページからスマートフォンでも e-Tax で確定申告ができます。

インターネット申告やID、パスワードの発行については下記までお問い合わせください。

●問い合わせ●
水口税務署　☎ 62-0314（自動音声により案内）

▼要介護認定を受けている方

■市の認定で障害者控除の申告可能

平成30年12月31日現在、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が、一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

■おむつ使用証明書に代わる確認書の交付

おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降は、一定の基準に該当する場合は、申請により「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で医療費控除の対象となります。

- 各申請は、旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センターまたは長寿福祉課まで提出してください。
  ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ●
長寿福祉課　介護保険係　☎ 69-2165　Fax 63-4085

▼年金保険料を納付されている方

◆国民年金保険料の控除証明書

平成30年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ●　日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル
☎ 0570-003-004　☎ 03-6630-2525（IP電話用）

申告の持ち物をチェック

□ ①「マイナンバーカード」または、「通知カード等の番号確認書類+運転免許証等の身元確認書類」

□ ②印鑑（認印）

□ ③収入がわかる書類
- 給与や年金の源泉徴収票（原本）
- 営業、農業、不動産の所得がある方は収支内訳書
  ※（必ず事前に作成してください）
- 上記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類

□ ④控除の証明書等
- 社会保険料の証明書（国民年金保険料、任意継続の健康保険料）
- 生命保険や地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書
  （医療を受けた人・病院別に記載し、合計額を記入してください）
  ※「医療費のお知らせ」でも可
- セルフメディケーション税制の明細書（この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません）
  ※詳細は、市ホームページをご覧ください。
- その他、受けようとする控除の必要書類

□ ⑤振替納税および還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの、金融機関の届出印

□ ⑥扶養控除等の判定のため、被扶養者の所得のわかる書類

●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明

支払証明書は、申告書に添付する必要はありません。